

最高裁秘書第2774号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2491号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成17年10月14日付け総務局第三課長事務連絡「事件記録における記録目録及び丁数の取扱いについて」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-1)

平成17年10月14日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 西 澤 光 男

事件記録における記録目録及び丁数の取扱いについて

(事務連絡)

事件記録における記録目録及び丁数の取扱いについて、本日付けで総務局長書簡が発出されました。

事件記録における記録目録及び丁数の取扱いについては、当局において上訴記録の迅速な送付及び事務処理の合理化の観点から改善案を作成し、各高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の意見を伺ったところですが、これについては、改善案に賛同する意見のほか、さらに合理化を押し進めるべきであるとの意見が多く見られる一方、事件記録の検索の必要性等から慎重に考えるべきであるとの意見も見られたところです。

そこで、これらの意見を踏まえ、記録目録及び丁数の在り方について多角的な視点で更に検討を進めていくこととし、今後一定期間をかけて編成通達の改正について検討していくこととしました。

については、編成通達が改正されるまでの間、現行の編成通達の運用として許容することができる取扱いを取りまとめ、総務局長書簡により明らかにすることにしたので、執務の参考としてください。

なお、総務局長書簡の内容の補足は、別紙のとおりです。

(別紙)

「記録目録及び丁数の取扱いについて」の補足説明

1 民事編成通達について

(1) 事件記録の他庁への送付

移送、回付、異議審への移行、上訴審から原審への送付等の理由により事件記録を他庁に送付する場合、送付を受けた庁において記録目録及び丁数を使用する機会は少ないことから、これらの場合には記録目録の作成及び丁数を付することを要しないことを明らかにしたものである。

(2) 記録目録の作成

民事編成通達における3分方式自体から書類の編てつ位置はおおむね明らかであり、他方、証拠関係書類の検索については、書証目録及び証人等目録の記載で足りると考えられることから、記録送付書に所要の記載をした場合には、記録目録の作成を省略できる旨を明らかにしたものである。

(3) 丁数の付し方

ア 「総審級の通し丁数」について

「総審級の通し丁数」を付することとした趣旨は、上訴審における書類の特定の便宜のためであると考えられるところ、各群（書証群については、甲、乙、丙等の各号証ごととすることができる。）又は各分冊の冒頭につづられている書類の初葉にのみ通し丁数を付し、各群ごと又は各分冊ごとに枝番号を付する取扱いによっても、書類の特定という点で特段の支障はなく、ナンバリング作業を分担できるというメリットもあることから、「通し丁数」を厳格に解する必要はなく、上記取扱いにより枝番号を用いることも差し支えない旨を明らかにしたものである。

なお、上記方法による場合、一部の群又は分冊についてのみ枝番号を用いる取扱いも差し支えない。

イ ページ数が付されている書類について

ページ数が付されている書類については、ページ数により書類の検索及び特定が可能であることから、書類の初葉に丁数（総審級の通し丁数又は上記アの場合の枝番号）を付せば足りることを明らかにしたものである。

なお、書籍のはしがきや目次部分など、書類の一部にページ数が付されていない場合があるが、この場合においても、その表紙（初葉）にのみ丁数を付すことで差し支えない。

(4) 民事編成通達の適用のない事件記録の取扱いについて

民事編成通達の適用のない事件記録（民事執行事件、破産事件、保全事件等における事件記録）を上訴審に送付する際には、編成通達の取扱いに準拠する必要はなく、記録目録及び丁数を付さない取扱いで差し支えない。

2 刑事編成通達

(1) 記録目録の作成

刑事編成通達における4分方式自体から書類の編てつ位置はおおむね明らかであり、特に検索の必要性の高い第2分類（証拠関係書類）についても、証拠等関係カードの「編てつ箇所」欄に丁数を記載することにより足りると考えられることから、記録送付書に所要の記載をした場合には、記録目録の作成を省略できる旨を明らかにしたものである。

(2) 丁数を付する場合

民事訴訟記録と同様、移送、回付、上訴審から原審への送付等の場合には、原則として丁数を付することを要しないが、第1回公判期日開始後に併合決定のあった事件記録を他の裁判所へ送付する場合は、送付する庁において丁数を付する旨を明らかにしたものである。

(3) 丁数の付し方

刑事編成通達上、第2分類の証拠書類群及び公判調書（供述）群又は証拠群については、群別丁数とすることも許容されているが、記録が分冊された場合には、各分冊ごとに枝番号を付する取扱いによっても、書類の特定という点で

特段の支障はなく、分冊ごとにナンバリング作業を分担できるというメリットもあることから、各分冊ごとに枝番号を付することも差し支えない旨を明らかにしたものである。

3 家事編成通達

(1) 遺産の分割に関する処分の申立事件及び寄与分を定める処分の申立事件について

ア 記録目録の作成

民事訴訟記録の取扱いと同様の理由から（1の(2)参照）、記録送付書に所要の記載をした場合は、記録目録の作成を省略できる旨を明らかにしたものである。

イ 丁数を付する場合

民事訴訟記録と同様、移送、回付、上訴審から原審への送付等の場合には、原則として丁数を付することを要しない旨を明らかにしたものである。

ウ 丁数の付し方

民事訴訟記録の場合と同趣旨である（1の(3)参照）。

エ 書証目録等の丁数欄の記載

記録を上訴審に送付するに際し、書証目録及び証人等目録の丁数欄の記載は、原則として省略して差し支えない旨を明らかにしたものである。

(2) その他の事件について

3分方式により編成された事件記録のうち(1)以外のもの及び非分割方式により編成された事件記録については、原則として、記録目録の作成及び丁数を付することを要しない旨を明らかにしたものである。

4 医療観察編成通達

(1) 記録目録の作成

4分方式により編成された事件記録については、4分方式自体から書類の編てつ位置はおおむね明らかであり、他方、事実の取調べ関係書類の検索につい

ては、資料目録及び証人等目録の記載で足りると考えられることから、記録送付書に所要の記載をした場合には、記録目録の作成を省略できる旨を明らかにしたものである。

(2) 丁数を付する場合

民事訴訟記録と同様、移送、回付、上訴審から原審への送付等の場合には、原則として丁数を付することを要しない旨を明らかにしたものである。

(3) 丁数の付し方

刑事訴訟記録の場合と同趣旨である（2の(3)参照）。